

青梅市障害者計画等審議会条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 18 日

提出者 青梅市長 大勢待 利 明

(説明)

障害者基本法第 11 条第 3 項に規定する市町村障害者計画、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 88 条第 1 項に規定する市町村障害福祉計画および児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項に規定する市町村障害児福祉計画の策定および推進に関する事項について調査審議するため、市長の附属機関として、青梅市障害者計画等審議会を設置したいので、この条例案を提出いたします。

青梅市障害者計画等審議会条例

(設置)

第 1 条 障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 11 条第 3 項に規定する市町村障害者計画、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 88 条第 1 項に規定する市町村障害福祉計画および児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 33 条の 20 第 1 項に規定する市町村障害児福祉計画（以下「障害者計画等」という。）の策定および推進に関する事項について調査審議するため、青梅市長（以下「市長」という。）の附属機関として、青梅市障害者計画等審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議

し、答申する。

(1) 障害者計画等の策定および変更に関すること。

(2) 障害者計画等の円滑な実施に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する委員13人以内をもって組織する。

(1) 学識経験者 1人

(2) 障がい者およびその家族 5人以内

(3) 保健・医療関係者 2人以内

(4) 指定障害福祉サービス事業者 2人以内

(5) 民生・児童委員 1人

(6) 学校教育関係者 1人

(7) 青梅市障害者地域自立支援協議会（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第89条の3に規定する協議会をいう。）の委員 1人

2 市長は、前条各号の事項を調査審議するために必要があると認めるときは、審議会に、市長が委嘱する臨時委員を置くことができる。

(委員および臨時委員)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

2 臨時委員の任期は、委嘱の日から前条第2項の規定による調査審議が終了した日または前項の委員の任期が満了する日のいずれか早い日までとする。

3 委員および臨時委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(会長および副会長)

第5条 審議会に会長および副会長を置く。

2 会長および副会長は、委員が互選する。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、その職務を代理する。

5 会長および副会長がともに事故があるときは、あらかじめ会長の指名

する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、議長となる。ただし、会長が互選される前に招集する会議は、市長が招集する。

2 審議会は、委員および議事に関係のある臨時委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員および議事に関係のある臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 第1項の規定にかかわらず、会長は、必要があると認めるときは、オンライン会議（映像および音声の送受信により、委員および議事に関係のある臨時委員の間で同時かつ双方向に対話することができるシステムを利用した会議をいう。以下同じ。）を行い、または書面による審議を発議することができる。この場合において、オンライン会議への出席および書面による審議への参加を第2項の出席とみなし、書面による審議にかかる可否は書面によるものとする。

(意見の聴取等)

第7条 審議会は、調査審議のために必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見を聴き、または資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、障がい者福祉担当課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 この条例の施行の日以後、最初に委嘱する委員の任期の満了日は、第4条第1項本文の規定にかかわらず、令和9年3月31日とする。